

盛岡広域成年後見センター ニュースレター

第 20 号 令和 7 年 3 月 31 日発行



「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を開催

～地域社会資源の有機的な関わりを目指して～

判断能力が不十分でも、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには成年後見制度のみならず、地域の中にある法律・医療・福祉・行政等の社会資源が有機的に連携しながら、その人らしさを支えていくことが重要となります。

当センターでは、それらに対応することを目的として「盛岡広域地域連携ネットワーク連絡協議会」を設置し、地域課題や情報共有を図るよう努めております。今年度は令和 7 年 1 月 28 日に開催し、21 団体が参加しました。

当事者支援団体にも広く参加いただきたく、今年度からは「岩手県精神保健福祉連合会」にもお声掛けし、参加いただきました。

当日は、地域における成年後見制度等に係る課題等を広く協議しましたが、制度と運用に係る課題をはじめとして、参加者の関わりや立場から様々な意見の交換と情報共有を図ることが出来る機会になったと考えます。

今後も、成年後見制度の適切な利用と身上保護を図っていくためには、関係者による地域の中で顔が見える関係作りが重要な意味を持つと考えますが、引き続きの地域でのネットワーク構築を図っていきたいと考える所存です。



「専門職連絡協議会」を開催 ～専門職の結び付きとネットワーク～

当センターでは、地域における成年後見制度に係る専門職団体等の連携を目的として「ネットワーク連絡協議会」と併せて、「盛岡広域成年後見専門職連絡会議」を設置しています。

令和 7 年 1 月 15 日に開催しましたが、岩手弁護士会・岩手県司法書士会・岩手県社会福祉士会はじめ 7 団体と、アドバイザーとして盛岡家庭裁判所・法テラス・岩手県が、オブザーバーとして当センター委託 6 市町に参加いただきました。

協議では、各団体の運営状況を報告いただき、地域における成年後見制度の様々な課題について話し合われました。特に、各団体共通の成年後見人等の担い手不足と、市民後見人との複数後見のあり方等について具体的な話し合いを行うことが出来ました。

成年後見制度における後見活動について、より良い内容としていくためには専門職の連携とネットワークは必要不可欠となります。今後も引き続き、地域課題を共有しながら人権擁護や意思決定支援の充実のため、専門職同士の結び付きを図っていきたいと考えております。



「専門職向け講演会」を開催～皆が正義・公平を求める創造の担い手であれ～

令和 7 年 2 月 13 日に岩手教育会館において、優生保護法被害全国弁護団共同代表である仙台市の弁護士新里宏二先生をお招きし、「旧優生保護法を違憲とする最高裁判決～この判決から私たちは何を感じ、何を学ぶか～」をテーマにご講演をいただきました。昨年 7 月に最高裁判所大法廷が旧優生保護法は憲法違反だとする初めての判断を示し、国に賠償を命じる判決が確定するまでの長い戦いの歩みについて、直接伺うことが出来ました。また今年 1 月 17 日に施行された補償法については、「皆さんの身近にも被害を受けた方がおられるかもしれないという思いを持ち、救済につなげていただきたい。」とのお話もありました。

講演の最後に先生が話された「皆が正義・公平を求める創造の担い手であって欲しい」との言葉が強く心に残りました。（本講演会は、当法人とのタイアップで開催しました。）

市民後見人の活動状況について ～令和7年3月31日現在～

市民後見人は、これまで延べ46人が選任され、下記のとおり、現在27人が活動中です。

また、後見人候補者として家庭裁判所に推薦され、審判待ちの方が現時点で5人となっており、令和7年度早々には、活動中の市民後見人は30人を超える見込みです。

当センターでは、毎月の市民後見人情報交換会の開催を始め、随時の相談対応、チーム支援会議の開催等を通じて、市民後見人が円滑な活動を展開できるよう支援しています。



類型	活動中の 市民後見人	複数後見の状況				単独受任
		弁護士	司法書士	社会福祉士	行政書士	
後見	16人	6人	3人	5人		1人
保佐	10人	3人	1人	5人	1人	1人
補助	1人	—		1人		
計	27人	9人	4人	11人	1人	2人

市民後見人は、活動スタート時は、専門職（弁護士等）との複数後見が基本です。

上記27人のうち、1件目の事案が終了し、2回目の事案を受任し、活動している市民後見人は6人となっています。また、2件の事案を並行して受任している市民後見人も1人います。

これまで選任された市民後見人の誠実で真摯な後見活動が多くの関係者に評価され、現在の受任件数につながったものと思います。

市民後見人インタビュー

現在、活動中の市民後見人から市民後見人養成講座を受講した経緯等を伺いました。今回、インタビューに応じてくださったSさん（男性）は、現在、2件目のケースを受任中です。

【Q:センタースタッフ、A:Sさん】

Q 市民後見人養成講座の受講のきっかけは？

A 退職後の生活をどうするか考え始めた頃、盛岡市広報で養成講座受講者募集の記事を目にしました。それが成年後見制度に関心を持ったきっかけです。丁度、企業人から一市民になり何か社会に貢献できることをしたいと漠然と考えていたので講座を受講してみることにしました。

Q 実際に講座を受講してみて、どうでしたか？

A 耳にする言葉は、それまで馴染みがなく、福祉や介護についても初めて聞くことばかりでしたが受講を重ねる中で市民後見人として活動しよう、不安はあるけれど打診を受けたら応じようという気持ちになっていきました。

Q 実際に受任してみて、どうでしたか？

A どのような方の後見をすることになるのか不安はありました。しかし、ご本人の願いや悩みを理解しながら本人に寄り添って行こうと思いました。制度を利用する方は、様々な事情を抱えていますが声にならない心の奥底の思いを察することのできる後見人を目指したいと思いながら活動しています。

現在、Sさんは、在宅生活を送る方の保佐人として、弁護士とともに活動しています。Sさんから本人を訪問した際の様子等を聞く都度、Sさんが本人の思いを受け止めながら寄り添い、本人との良い関係を築いていることが窺われます。被保佐人の支援関係者によると本人は、これまでになく安定した生活を送っているとのことで、Sさんとの関わりによるところが大きいのではないかと察せられます。

市民後見人は、単に専門職後見人不足を補う存在ではありません。同じ地域に暮らす住民として本人と同じ目線で考え、相談し合う、寄り添い型の支援を実践する活動です。Sさんの活動は、まさにこの活動を体現しているものと実感しています。

令和7年度も市民後見人養成講座を開催します。多くの方が受講し、Sさんの後続くことを願っています。

相談状況 ～必要とする方が速やかに制度利用につながるように～

相談 件数 R7.2 末	相談形態				主な相談内容					相談対象者			
	電話	来所	訪問	その他	財産 管理	身上 保護	申立 手続	制度 内容	その他	高 齢 者	知的 障が い者	精神 障が い者	その他
617 件	395	193	22	7	6	0	294	226	91	369	109	98	41

相談者の状況に応じて、自宅や病院等に出向いての訪問相談を実施しています。相談形態の「その他」は、支援関係者によるケア会議等へ出席したものです。

地域包括支援センターや居宅介護事業所を始め、相談支援事業者や病院等と連携して、対応するケースも増えています。複雑な課題や法律的な課題を抱えているケースについては、弁護士等から専門的な助言を得る等し、適切な対応に努めています。

成年後見制度の利用を必要とする方の「発見から相談、申立て等の事務」がスムーズにつながるよう対応しています。

【最近の相談事例】

- ・ 父が亡くなり、70代のセルフネグレクトの息子に遺産が入った。今後の金銭管理が心配であり、制度を利用させたい。(ケアマネジャーからの相談)
- ・ 94歳の母と60代の統合失調症の息子の2人世帯。母は、自分が元気なうちに息子を制度利用につなげたいと希望している。(ケアマネジャーからの相談)
- ・ 母が亡くなり相続が発生した。相続人は、80代の父と重度知的障がいの50代の一人息子。父にも認知症状が見られ、早急に息子の申立を進めたい。(グループホーム管理者からの相談)
- ・ 本人は60代の知的障がいの女性。グループホームで金銭管理をしているが管理額が高額となり、グループホームの管理の域を超えている。頼れる親族もなく、制度利用を進めたい。(相談支援専門員からの相談)
- ・ 関東圏に居住する方から夫の母についての相談。夫の母は一人暮らしだが認知症が進行している様子で外出時に警察に保護されたりしている。制度利用を考えたい。(親族からの相談)
- ・ 本人は90代後半の女性。金銭管理をしていた甥が亡くなり、甥の息子が世話を引き継いだ。しかし、甥の息子の立場では、銀行では払戻しに応じてくれず困っている。(親族からの相談)

「定期研修」を開催 ～更生保護について学ぶ～

定期研修は、市民後見人候補者名簿登録者を対象に市民後見人として活動する際に必要となる知識・技術のさらなる向上を図るとともに活動意欲の保持を目的に例年、年2回実施しています。今年度、第1回目の研修は10月に実施し、今回、1月29日に第2回の研修を実施しました。

当日は、28名が参加しました。研修では、昨年に引き続き「更生保護」をテーマに取り上げ、講師には、盛岡保護観察所及び岩手県地域生活定着支援センターにお願いしました。受講者からは、「初めて知ることが多く勉強になった。」「昨年とは異なる角度から更生保護を知ることができた。」「成年後見制度との連携について考えさせられた。」等の感想が多数寄せられました。講師の皆様、ご協力ありがとうございました。



法制審の動き

現在、成年後見制度に関する大幅な見直しについて法制審議会で議論されています。法定後見制度に関する見直しの主な論点は、①法定後見制度における開始、終了等に関するルール の在り方 ②取消権、代理権に関するルール の在り方 ③成年後見人等の交代に関するルール の在り方の3点です。また、「補充性の要件」も大きな論点です。補充性の原則とは、本人が意思能力を喪失している状態でも何らかの支援によって財産管理等に不安が無い時は、法定後見制度は発動されないというものです。改正の結論がどのようなものになるかは、まだ分かりませんが今後の動きを注視していきたいです。(法制審の議事録や資料は法務省のホームページで確認できます。)

出前講座について

- ・当センターでは、成年後見制度についての出前講座を行っています。
- ・当センターのスタッフが会場に伺い、制度についてわかりやすく説明します。
- ・講座を通して、一人でも多くの方に成年後見制度への理解を深めていただきたいと思います。
- ・謝金や旅費は、一切不要です。

後見制度って何？

【これまでの実施例】

公民館での講座、老人大学、ケアマネジャー研修会、民生委員・児童委員研修会、精神科病院デイケア研修会、障がい事業所保護者会研修会 等々

※今回、出前講座の申込用紙を同封させていただきました。

出前講座終了後に相談会の実施も可能です。

地域の集まりや福祉施設等での研修会として、是非、開催をご検討いただければと思います。



成年後見制度の相談について

相談は、無料。出前相談の旅費等も不要です。

例えば

- ・制度や申立手続きについて、知りたい
- ・親族の制度利用が必要になった。申立書類の作成について、詳しく知りたい。
- ・担当している高齢者の制度利用について相談したい。等々

- 相談方法
- ① 電話相談
 - ② **来所相談**（具体的な相談は、来所による相談をお勧めします。）
 - ③ **出前相談**（来所が難しい場合は、病院やご自宅等へ伺います。）

来所相談や出前相談のメリット ＊家族や関係者等と一緒に話を聞くことができる
＊資料を見ながら説明を聞くことで理解が深まる

○相談窓口 平日の午前8時30分から午後5時30分まで

○電話 019-626-6112 （来所相談や出前相談をご希望の場合は、事前予約をお願いします。）

※お車で相談にいらした場合は、岩手教育会館の駐車場利用に限り、1時間分の駐車券を差し上げます。

～編集後記～

広域センターがスタートして5年が経過しました。この5年間で約3,000件の相談を受け、約100件の申立を支援してきました。様々な相談に対応する中で本人の安心した暮らしのためには、成年後見制度の利用に加え、地域の関係機関が包括的、多層的に関わっていくことの必要性を感じました。権利擁護支援が必要な方に対して、地域の関係機関の皆様と引き続き連携させていただきながら次年度もセンター業務に取り組んで参りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

盛岡広域成年後見センター

〒020-0022

盛岡市大通一丁目1番16号

（岩手教育会館2階）

特定非営利活動法人

成年後見センターもりおか内

電話 019-626-6112

FAX 019-656-0612

